



日本脳炎、麻しん・風しん(MR)、二種混合の 予防接種はお済みですか



母子健康手帳を確認し、日本脳炎、麻しん風しん混合(MR)、ジフテリア・破傷風(DT)二種混合の接種が不足している場合は接種しましょう。

■接種費用 無料

■持参物

母子健康手帳、予診票

※予診票の交付が必要な人は、母子健康手帳と印鑑を持参し、健康・保険課で交付申請をしてください。

※下表の特例措置とは、平成17年度から21年度までの積極的な接種勧奨の差し控えて、第1期、第2期の接種を受けられなかった人の接種の機会を確保するためのものです。特例措置での接種の場合、接種間隔や接種年齢の確認が必要な場合があります。詳しくは、健康・保険課までお問い合わせください。

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

種類	対象者	接種期間	接種医療機関
日本脳炎	第1期(初回) 第1期(追加)	生後6カ月～90カ月(7歳6カ月)に至るまで	通年 2019年度予防接種だよりに掲載しています
	第2期	9歳以上13歳未満	
	特例措置(上記参照)	平成11年4月2日～平成19年4月1日生まれ(20歳未満までの間) 平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれ	
麻しん風しん混合(MR)	第1期	1歳～2歳に至るまで	平成31年4月1日～令和2年3月31日 対象者には、4月上旬に予診票と指定医療機関一覧表を送付しています
	第2期	小学校入学前の1年間(平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ) ※年度を過ぎると自己負担となります	
ジフテリア・破傷風(DT)二種混合		小学6年生	



女性のための乳がん・子宮頸がん検診

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

若い世代の乳がんや子宮頸がんにかかる人の割合は増加しています。この機会に検診を受けて早期発見に努めましょう。

30歳代の複合検診

■対象者

30歳代の女性(昭和55年4月1日～平成2年3月31日生まれ)

■実施期間 11月中旬

■検診料金 左表参照

■申込方法 7月下旬に、申込書を送付しますので、内容を確認の上、申し込んでください。

※子宮頸がん検診は、集団検診と町指定の医療機関のいずれかを選べます。

■検診場所 町の施設

■検診内容 左表参照

※希望の検診のみを受診できます。

検診名	内容	料金
乳がん検診	視触診+超音波	1,500円
子宮頸がん検診	集団	1,100円
	医療機関	1,500円
骨粗しょう症検診	骨密度測定(超音波)	600円

20歳代の子宮頸がん検診

■対象者

20歳代の女性(平成2年4月1日～平成12年3月31日生まれ)

■実施期間 10月10日(木)～令和2年2月28日(金)

■検診料金 1,500円

※子宮頸がん無料検診の対象者は、5月末に配布している無料クーポン券が利用できます。

■受診方法 10月上旬に、右記の対象者に受診票を送付します。受診票を受け取った後に医療機関に予約をしてください。

■町指定の医療機関

医療機関名	所在地
ちが産婦人科医院	原水
菊陽レディースクリニック	新山
池田クリニック	合志市
片岡産婦人科医院	熊本市

8月は児童扶養手当現況届の提出月です

ひとり親家庭などで児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に現況届を提出する必要があります。

面談・審査を行います

児童扶養手当を受給している人は、引き続き受給する資格があるのか面談・審査を行うために、年に1回現況届を提出する必要があります。

8月上旬に子育て支援課から案内を送りますので、期限までに必ず提出してください。

■提出期限 8月30日(金) 午後5時15分
※(土)日祝除く

■提出場所 子育て支援課、西部支所
(※西部支所の日程は別途案内予定)



忘れずに手続きしてね!

手当額(月額)が変更されました

「自動物価スライド制」の適用により手当額が増額になりました。

	支給区分	平成31年3月まで	平成31年4月から
第1子の額	全部支給	42,500円	42,910円(+410円)
	一部支給	42,490円～10,030円	42,900円～10,120円(+410円～+90円)
第2子加算額	全部支給	10,040円	10,140円(+100円)
	一部支給	10,030円～5,020円	10,130円～5,070円(+100円～+50円)
第3子以降加算額	全部支給	6,020円	6,080円(+60円)
	一部支給	6,010円～3,010円	6,070円～3,040円(+60円～+30円)

支給回数が増えになります

手当の支給回数が令和元年11月支給から「2カ月分を年6回支給(1・3・5・7・9・11月)」に変更になりました。

そのため、経過措置として令和元年11月の支払のみ8～10月の3カ月分の支給になります。

■問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

国民年金加入者が受けられる独自給付

国民年金に加入している人は、一定の納付条件や加入条件などを満たしていれば、次の給付を受けることができます。

■付加年金

定額保険料と合わせて付加保険料(月額400円)を納めたときは、次の式で計算した額が老齢基礎年金に加算されます。

付加年金 = 200円 × 付加保険料納付月数

※付加保険料は任意加入で、申出をした月分から納めることができます(さかのぼっての加入はできません)。ただし、農業者年金に加入する人は、付加保険料を納めることが条件となります。

※国民年金基金に加入している人、老齢基礎年金などを受給している人は、加入することができません。

■寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除などの期間を含む)が10年以上あり、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受給せずに夫が死亡したときに、妻が60歳から65歳になるまで受給できます。ただし、婚姻期間(内縁含む)が10年以上あり、夫の死亡当時、妻が夫に生計を維持されており、かつ妻が老齢基礎年金の繰

上げ支給を受けていないことが条件です。死亡一時金の受給権も満たす場合は、いずれか選択となります。

寡婦年金額 = 夫が受けられる老齢基礎年金(付加保険料は除く)の4分の3

■死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を36カ月(3年)以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受給せずに死亡し、遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に支払われます。

金額は、保険料納付月数によって12万円～32万円となります。寡婦年金の受給権も満たす場合は、いずれか選択となります。

■問い合わせ

熊本西年金事務所

☎(353)0142

町民課年金係

☎(232)4914